

最近の判例から

ブロック塀敷地の一重譲渡と背信的悪意者

(浦和地判 平八・一〇・七 判タ九四七一二三九) 二木 卓馬

私道利用のため、ブロック塀敷地を開発業者が取得したのを知つて、これを阻止するため二重譲渡を受け、登記した者に対し、開発業者が背信的悪意者を理由に登記の抹消を請求した事案において、これまでの経緯からすれば、背信的であるとはいえないとして、請求を棄却した事例(浦和地裁 平成八年一〇月七日判決 控訴 判例タイムズ九四七号二三九頁)。

一 事案の概要

業者Xは、平成七年七月六日、Aから、本件土地(一三一二番一一、一三一三番一五)と本件私道の持分(地番一二一三番一二の十分の三、一三一二番六の二分の一、一三一三番七の二分の一)を、代金三〇〇万円で買収する旨の売買契約(第一契約)を締結した。本件土地一三一二番一一(一・四一m²)及び

び(一三一二番一五(一・三八m²)は、巾一五cm、長さ一八・六mの土地で、昭和五九年Aの宅地造成の際、東側隣地B所有の一三一二番三の土地との境界を画するブロック塀敷地として分筆され、同ブロック塀が設置された。しかし、平成七年一月Bが死亡し、Bの相続人の相談で、Xが、一三一二番三の土地の一部に建売住宅四棟を建築、販売することとし、その道路については、本件土地(一三一二番一一、一三一二番一五)を取得して、ブロック塀を取り壊し、本件私道を利用することした。

本件第一契約は、近所の人に納得して貰つてているとAについて、締結したものであつた。Yらは、第一契約締結後Xの計画を知り、住環境に悪影響があるとして、Aを通じてXに計画の停止を申し入れたが、Xが聞かなかつたので、一〇月八日、Aから本件土地及び

本件私道の持分を、三〇〇万円で買い受ける旨売買契約(第二契約)を締結し、その代金全額を支払つて、登記を移転した。Xは、一三一二番五をC₁に、一三一二番六をC₂に、一三一二番七をC₃に売り渡し、それぞれ平成八年一月二六日、平成七年一二月二七日、平成八年五月三一日、登記を移転した。Xは、Yに対し、Yは第一の契約の締結を知りながら、不当な意図の下に第一契約を締結して登記をした背信的悪意者であるとして、登記の抹消を求めて提訴した。

Yは、住環境の悪影響防止のため買い受けたもので、背信的ではないと主張した。

二 判決の要旨

これに対し、裁判所は、次のような判断を下した。

- (1) Yの取得は、住環境の悪影響防止目的で行つたものであり、怨恨等によりXの建売事業防止目的で取得したとは認められない。
- (2) 本件私道が一〇年以上Yら四軒で利用され、X側からは利用される余地のなかつた経緯からすれば、YがXの第一契約締結に反発するには相当な理由があり、また、その心情にも相当の根拠がある。
- (3) Xの建売住宅販売事業のための本件土地

取得の意図と、同事業による現状の変化を嫌うためのYの本件土地取得の意図との間に、社会的価値における優劣をつけることはできない。

(4) 本件建売住宅による恒常的な利用者の増加が一〇名程度にしても、Yの反対を不当とはいはず、AがXに一時停止を要望したのにXが事業計画を推進し、第二契約の締結に至つたのであり、YがAに強制したものではない。

(5) 従つて、Yが背信的悪意者に当たるとのXの主張は採用できず、Xの請求は理由がない。

本件は、控訴されている。

なお、本件土地のうち「三一三番一一」は、平成九年九月一二日YからC₂に売り渡され、登記が移転して、ブロック塀も除去されている。

三 まとめ

本件は、Yらが了解していないにかかわらず、XがYらも了解しているといつて、Aと第一契約を結び、これを知ったYが、住環境悪化の防止を理由に第二契約を締結して、登記を移転したものである。

Xは、Yが背信的悪意者であると主張するが、Xの契約締結には事実に反する説明をし

た点があり、他方、Yらにも、それほど住環境の悪化があるとも思われない。

むしろ、C₂には、私道を利用できない被害があつた。しかし、現在では、「三一三番」

の土地がYからC₂に売り渡されているので、問題は解決している。

本件は、当初に、業者XがYらに説明しておけば、生じなかつた問題であろう。

